

# 静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第15回本部員会議

## 次 第

日時：令和2年12月4日（金）

午後4時00分～

場所：別館9階 特別第1会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

#### (1) 現状認識

○県内の感染状況及び医療提供体制の逼迫状況 資料1

○静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議の提言 資料2

#### (2) 医療提供体制の維持に向けた取組 資料3

#### (3) 各部局からの報告

○「6段階警戒レベル」の行動制限の基本的な考え方 資料4

○G o T o トラベルキャンペーンの動向（国の方針等） 資料5

○観光宿泊の状況と施設の感染防止対策の徹底 資料6

○飲食店等における感染防止対策の徹底

・4人以下の飲食を基本とする感染防止対策の協力依頼 資料7

・G o T o E a t キャンペーン食事券への対応 資料8

・今後の取組 資料9

○誹謗中傷の根絶 資料10

○適切な教育機会の確保 資料11

#### (4) 県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針（案） 資料12

### 3 知事からの指示

### 4 閉 会

※ 本部員会議終了後、午後5時から知事記者会見を開催（別館2階第2会議室）  
「県民への呼びかけ」を行う。

## 県内の感染状況及び医療提供体制の逼迫状況

## 【P 1】感染者 累計

- ・ 12月2日時点 感染者総数は、1,809人
- ・ 10月下旬から新規感染者数が10人台となり、11月中旬からは、毎日30人を下らない状況が続いている。今週は、50人程度で高止まり。
- ・ 新規感染者数の増加により累計数は、右肩上がり

## 【P 2】人口10万人当たりの週の新規感染者数

- ・ 直近では、人口10万人当たり10.55人

## 【P 3】PCR等検査状況

- ・ 検査件数も陽性数と同様の傾向で増加し、直近1週間で4,806件となっている。
- ・ 直近の陽性率は、8%となっており、やや下がりつつある。

## 【P 4】感染者集団（クラスター）の状況

- ・ 合計36件のうち23件が11月に発生しており、感染者が急増する要因となっている。
- ・ 形態では、飲食店が20件、うち接待を伴う飲食店9件、カラオケ店9件などとなっている。
- ・ 地域的には、静岡市が13件、浜松市が9件、富士市が6件、伊東市2件などである。

## 【P 5】感染経路

- ・ 11月15日から28日の間の658例を分析
- ・ 感染経路としては、25%が飲食店及び会食となり、飲食店以外のクラスターが12%、家族が12%、経路不明は32%となっている。
- ・ やはりマスクを外す機会が高くなる、飲食店及び会食の割合が高くなっている。

## 【P 6】市町別陽性者数

- ・ クラスターが発生している市において陽性者数が多くなっている一方で、クラスターが発生していない市においても黄色の11人を超える陽性者数となっており、散発的な陽性者の発生が、多数の市で起きていることが見て取れる。

### 【P 7】入院等状況

- ・現在の受入可能病床数 353 病床に対し、198 人が入院。占有率は、56.1%となっている。
- ・クラスターが多数発生した11 月以降自宅待機者・療養者数が急増している。

### 【P 8～10】東部、中部、西部地域別の入院状況

- ・東部地域 66.7%、中部地域 80.0%、西部地域 33.1%となっている。
- ・東部地域と西部地域では、入院患者数は、ほぼ同程度であるが、受入可能病床数が少ない東部地域は、倍近い占有率となっている。

### 【P11】重症者等の状況

- ・12 月 2 日現在、重症者数は、8 人、死亡者数は、12 人となっている。

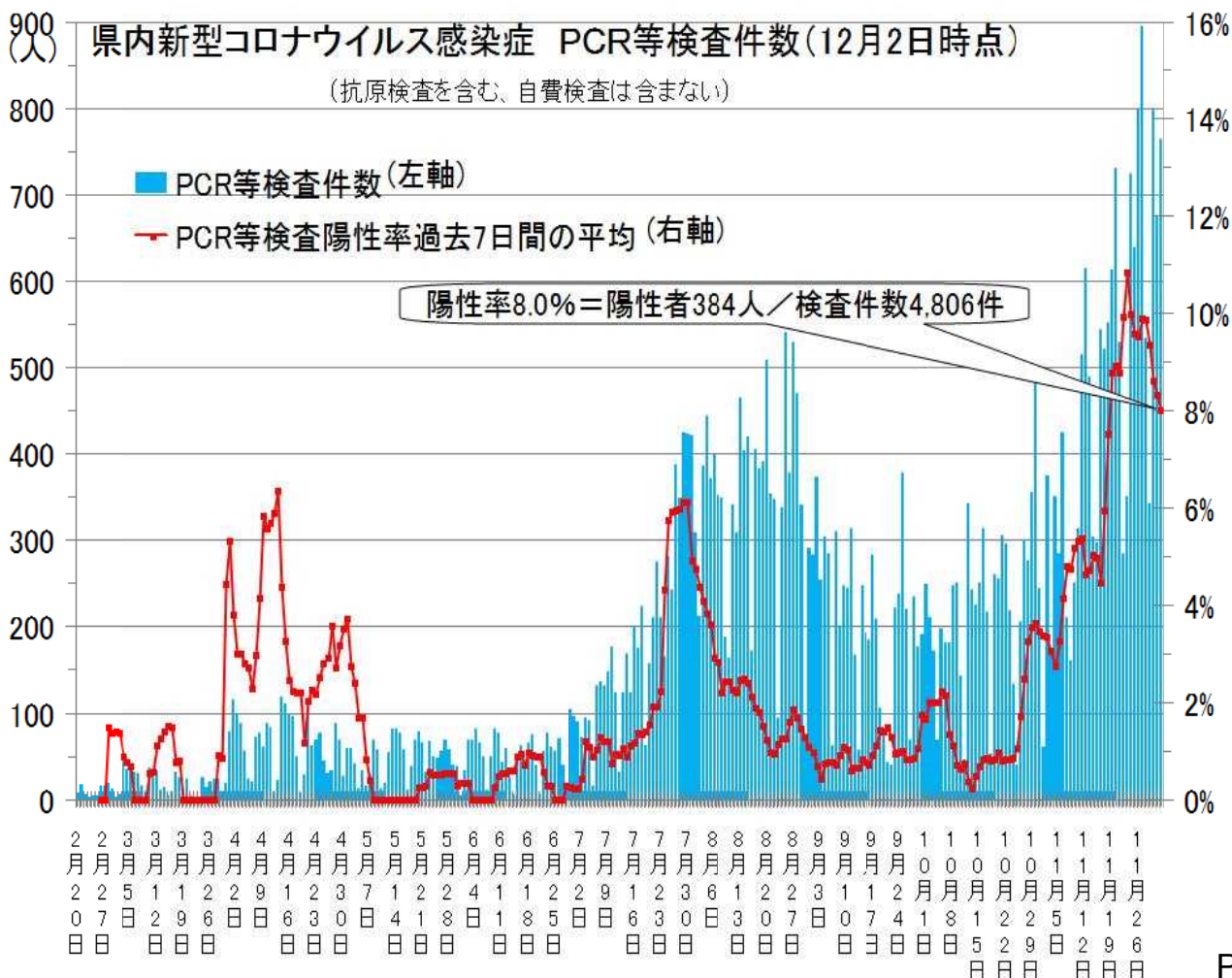
### 【P12～13】今後の入院患者数想定

- ・今後の入院患者数をシミュレーションした。
- ・算定方法は、11 月 25 日から 12 月 1 日までの入院患者の増加数を基に倍加日数を算定し、これを基に推計
- ・病状の状況については、12 月 1 日時点の状況を基に推計
- ・12 月 1 日時点で 195 人の入院患者が、2 倍となるのは、12 月 25 日であり、確保病床数の目標である 450 床に達するのは、年明け 1 月 2 日となる見込みである。
- ・このままの状態では、ほぼ 1 ヶ月後には病床が不足する事態に陥る。

### 【P14】県民の皆様へのお願い

- ・感染から発症の期間を考慮すると、今が医療提供体制を確保できるかの分岐点
- ・12 月 20 日までの集中対策期間の取組が鍵  
医療提供体制の確保と年末年始の生活を左右する
- ・このためには、県民の皆様の感染予防への御理解が不可欠





P3

### 静岡県内の感染者集団(クラスター)の状況 11月30日時点

No.	認定日	所在地	施設の種類の	感染者数
1	7月17日	1熱海市1	カラオケを伴う飲食店	13
2	7月23日	2浜松市1	接待を伴う飲食店	51
3	7月24日	浜松市2	接待を伴う飲食店	10
4	7月27日	熱海市2	演奏を伴う飲食店	9
5	7月30日	3富士市1	接待を伴う飲食店	6
6	8月12日	4静岡市1	飲食店	5
7	8月12日	浜松市3	スポーツクラブ	5
8	8月17日	5御殿場市1	接待を伴う飲食店	8
9	8月25日	静岡市2	工場	7
10	9月5日	富士市2	スナック	9
11	9月30日	静岡市3	住宅	5
12	10月27日	浜松市4	同業者の集まり	23
13	10月28日	6伊豆の国市1	病院(順天堂静岡病院)	19
14	11月6日	浜松市5	有料老人ホーム	6
15	11月6日	浜松市6	グループホーム	22
16	11月8日	7焼津市1	事業所	9
17	11月11日	静岡市4	学校 & バイト	56
18	11月14日	浜松市7	病院(遠州病院)	14
19	11月14日	静岡市5	カラオケを伴う飲食店A※ *	8

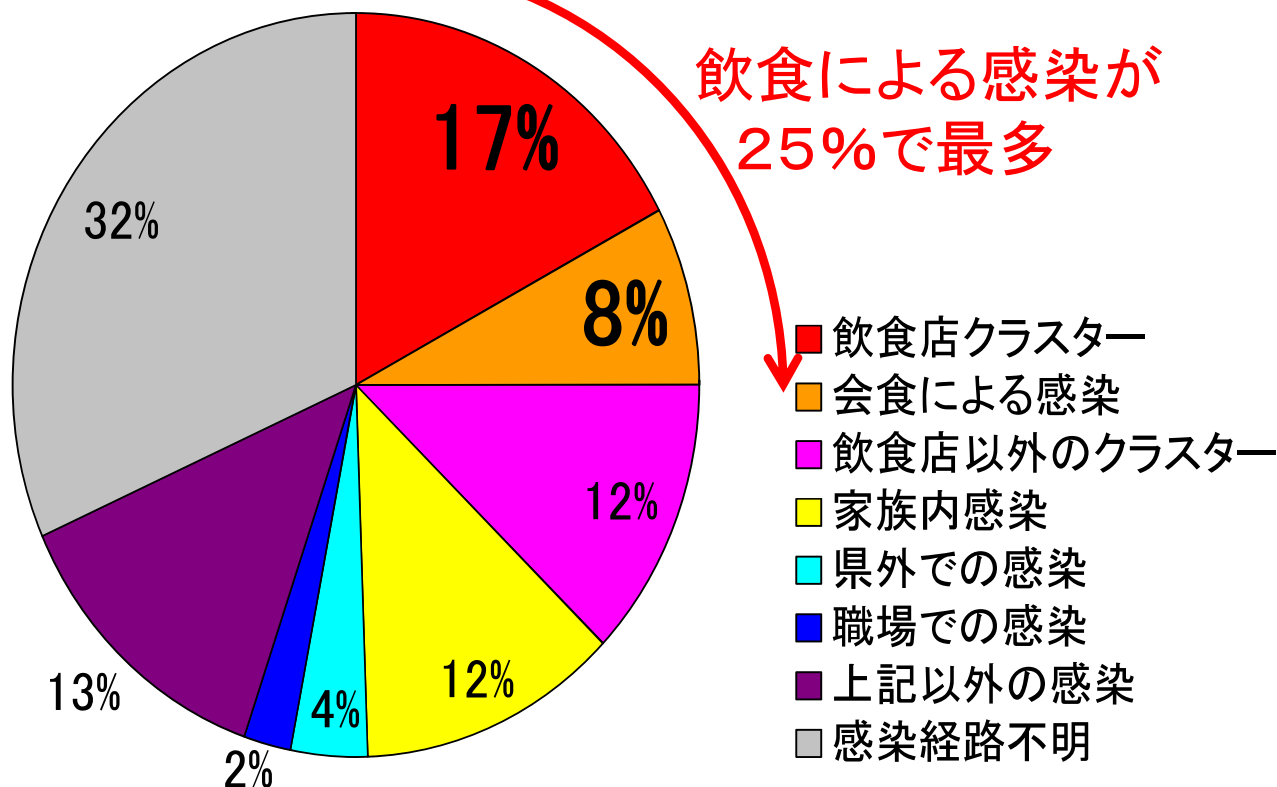
20	11月14日	静岡市6	カラオケを伴う飲食店B※	12
21	11月18日	静岡市7	カラオケを伴う飲食店	5
22	11月18日	静岡市8	病院(済生会病院)	33
23	11月18日	浜松市8	接待を伴う飲食店	31
24	11月18日	浜松市9	接待を伴う飲食店	20
25	11月20日	静岡市9	カラオケを伴う飲食店C *	5
26	11月21日	静岡市10	カラオケを伴う飲食店	6
27	11月22日	8沼津市1	接待を伴う飲食店	23
28	11月23日	9伊東市1	カラオケもあるバー	10
29	11月25日	静岡市11	接待を伴う飲食店	8
30	11月27日	静岡市12	デイサービス事業所	26
31	11月29日	伊東市2	カラオケもあるスナック	7
32	11月29日	富士市3	工場	6
33	11月29日	富士市4	読書会	13
34	11月29日	富士市5	事業所	5
35	11月30日	静岡市13	接待を伴う飲食店	17
36	11月30日	富士市6	遊技施設	5
<b>計</b>	<b>36件</b>	<b>9市</b>	<b>飲食店20、接待9、カラオケ8、病院3、高齢者施設3</b>	<b>517</b>

※No.19と20の両店利用4人、\* No.19と25の両店利用1人

P4

# 新型コロナウイルス感染症者の感染経路

(全県で11月15～28日公表の658例を調査)

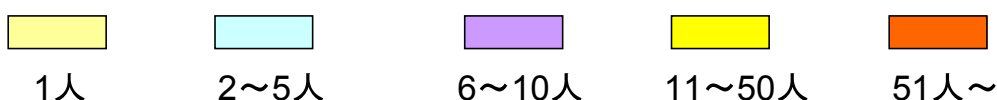


P5

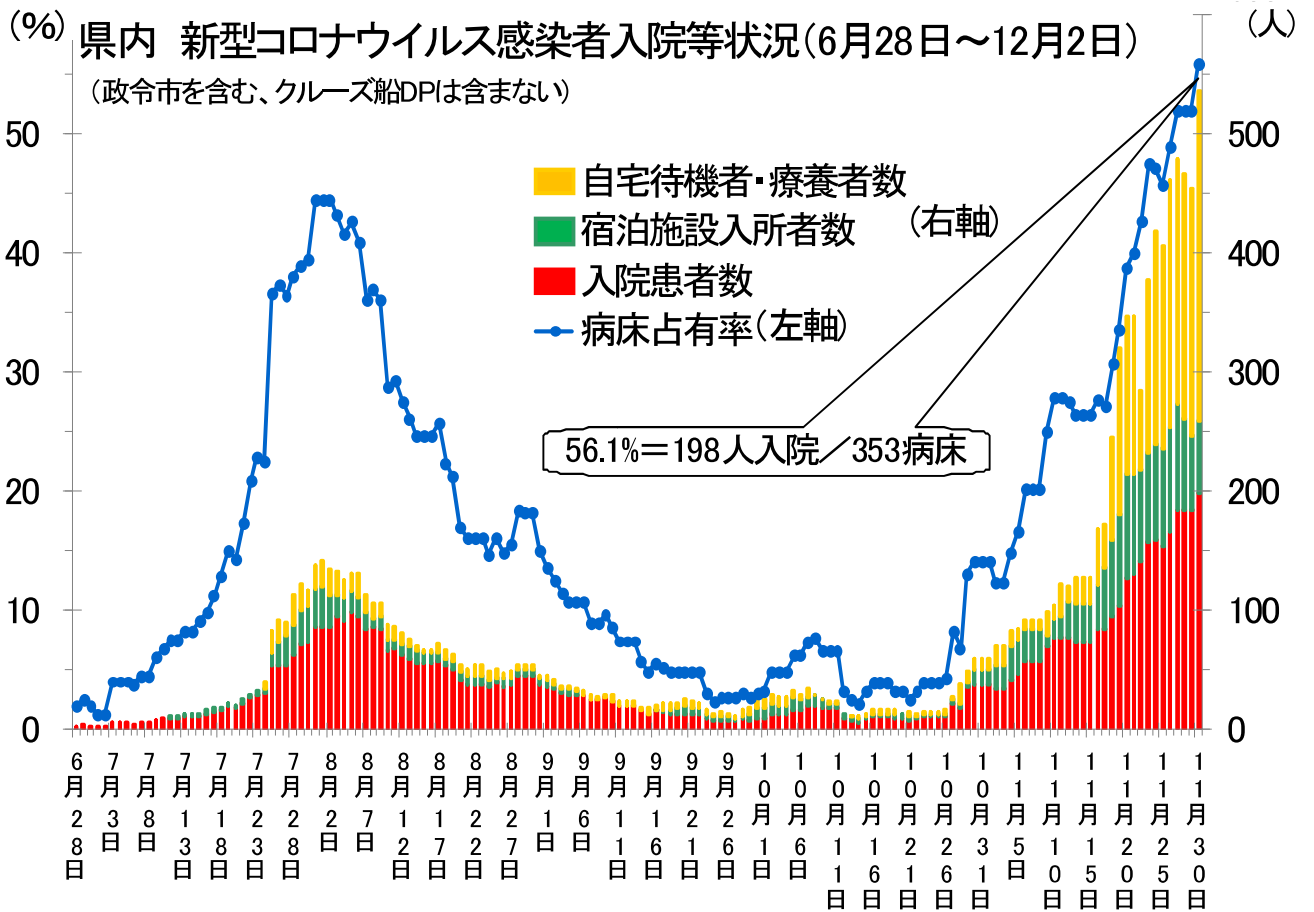
## 市町別陽性者数(11月19日～12月2日)

保健所	市町名	陽性者数(人)	クラスタ-発生状況
賀茂	下田市	0	
	東伊豆町	0	
	河津町	0	
	南伊豆町	0	
	松崎町	0	
	西伊豆町	0	
熱海	熱海市	5	
	伊東市	73	2件
東部	沼津市	32	1件
	三島市	24	
	裾野市	5	
	伊豆市	8	
	伊豆の国市	5	
	函南町	1	
	清水町	7	
	長泉町	3	
御殿場	御殿場市	5	
	小山町	0	

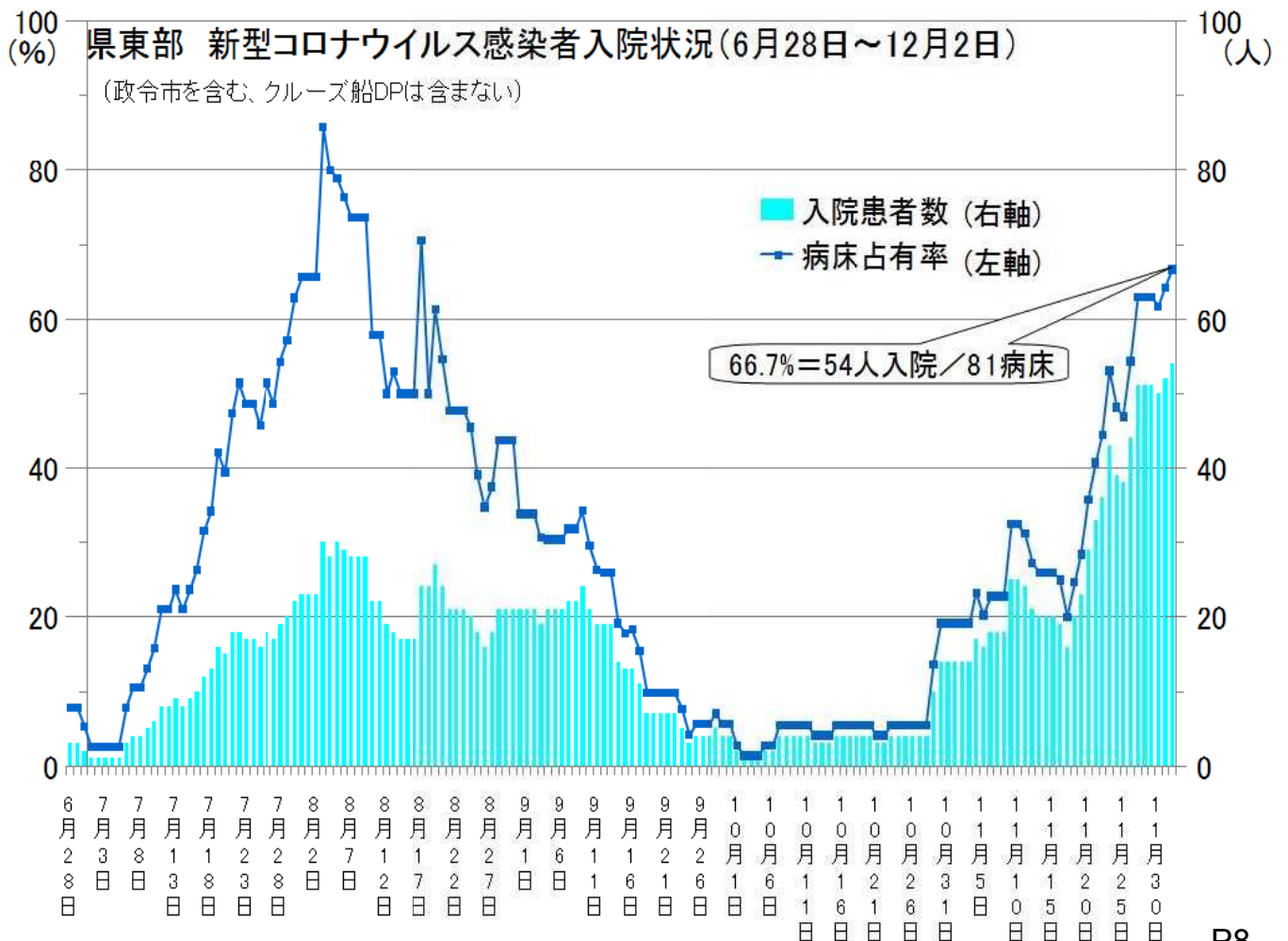
保健所	市町名	陽性者数(人)	クラスタ-発生状況
富士	富士市	43	4件
	富士宮市	14	
静岡市	静岡市	327	5件
志太原	島田市	15	
	焼津市	32	
	藤枝市	17	
	牧之原市	2	
	吉田町	0	
西部	川根本町	0	
	磐田市	9	
	掛川市	6	
	袋井市	4	
	御前崎市	1	
	菊川市	3	
	湖西市	8	
浜松市	森町	0	
	浜松市	121	
	不明	2	
	県計	772	12件



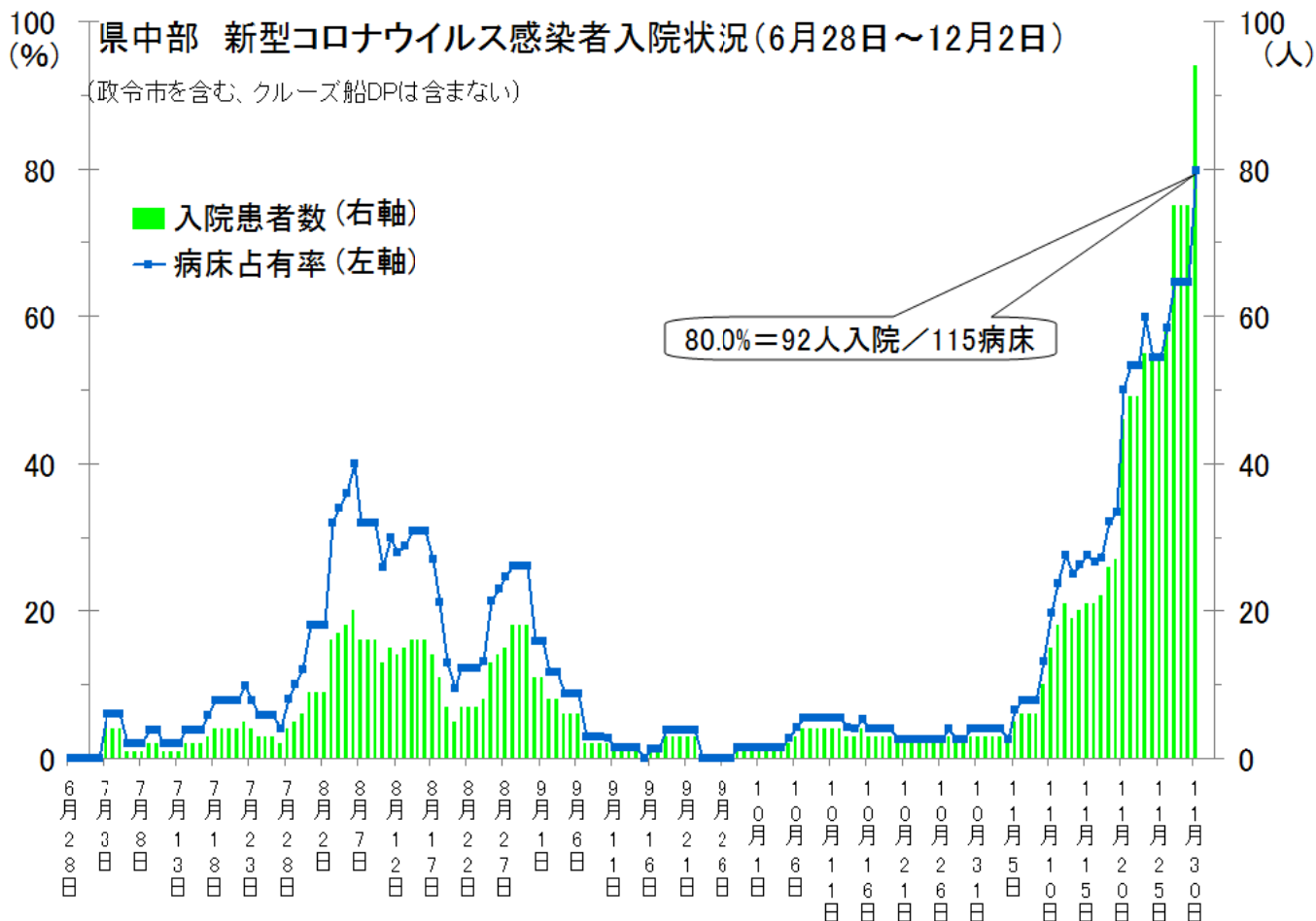
P6



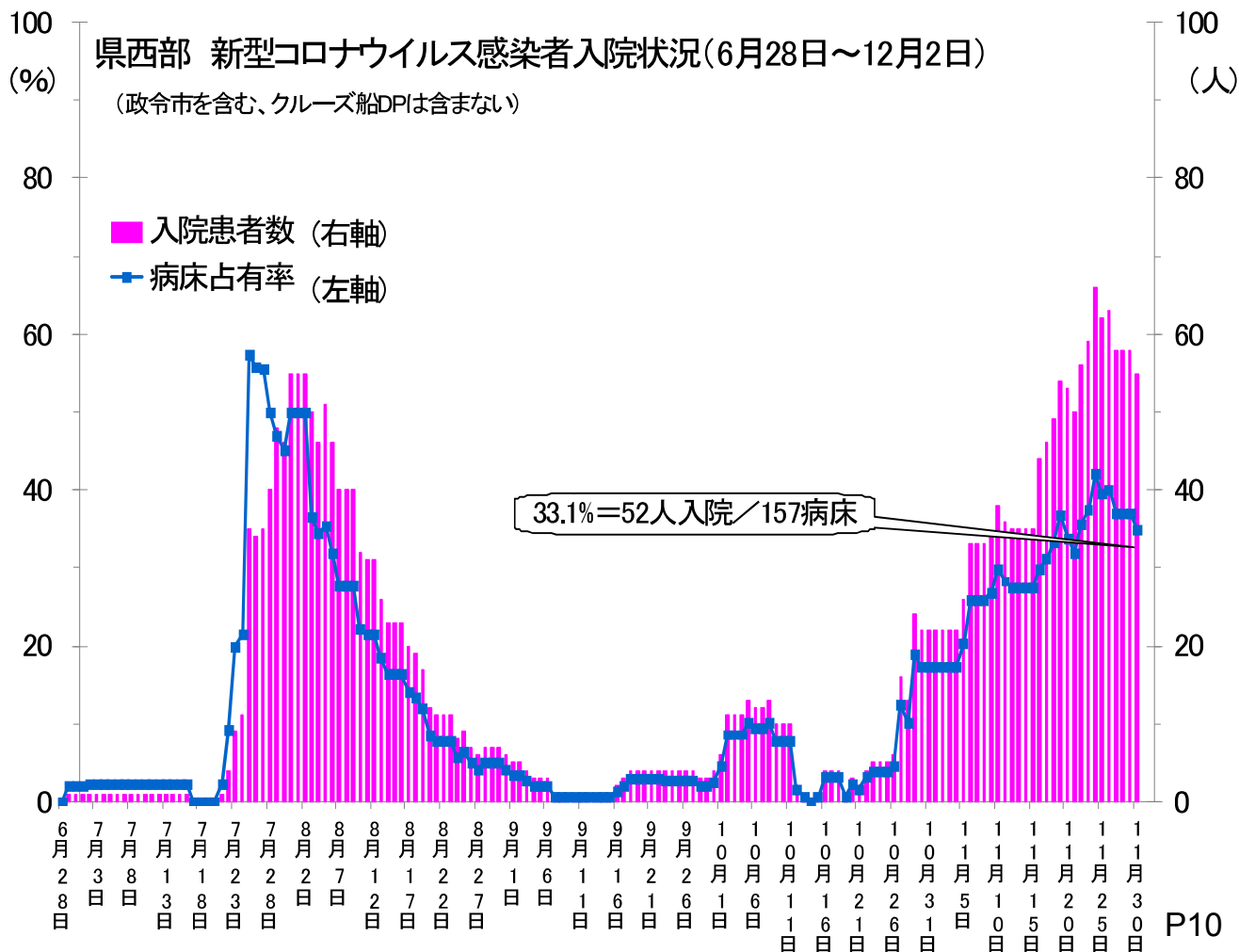
P7



P8



P9



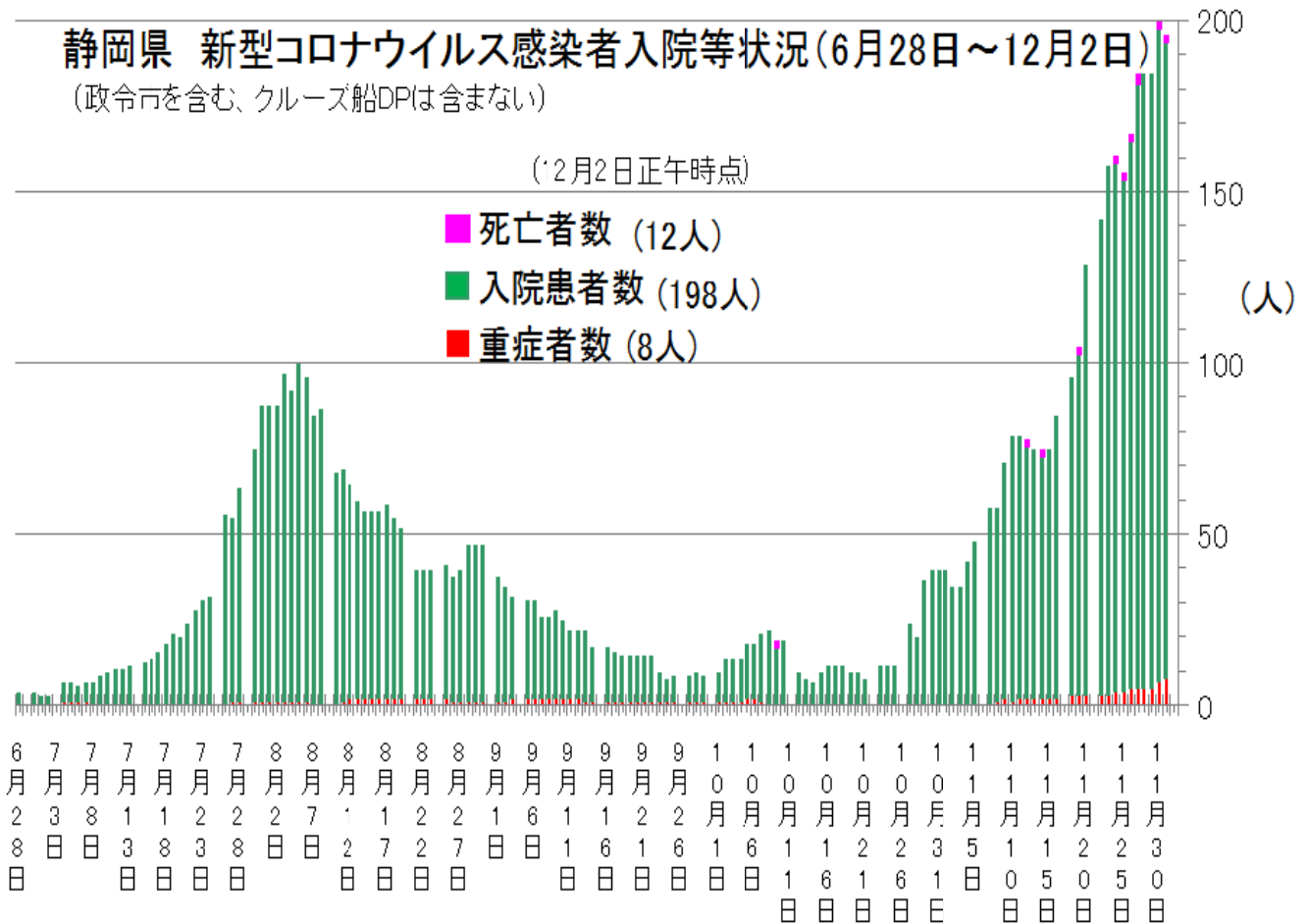
P10



## 静岡県 新型コロナウイルス感染者入院等状況(6月28日～12月2日)

(政令市を含む、クルーズ船DPは含まない)

(12月2日正午時点)



P11

## 今後の入院患者数想定

12月1日現在の状況から機械的に試算

### 【試算条件】

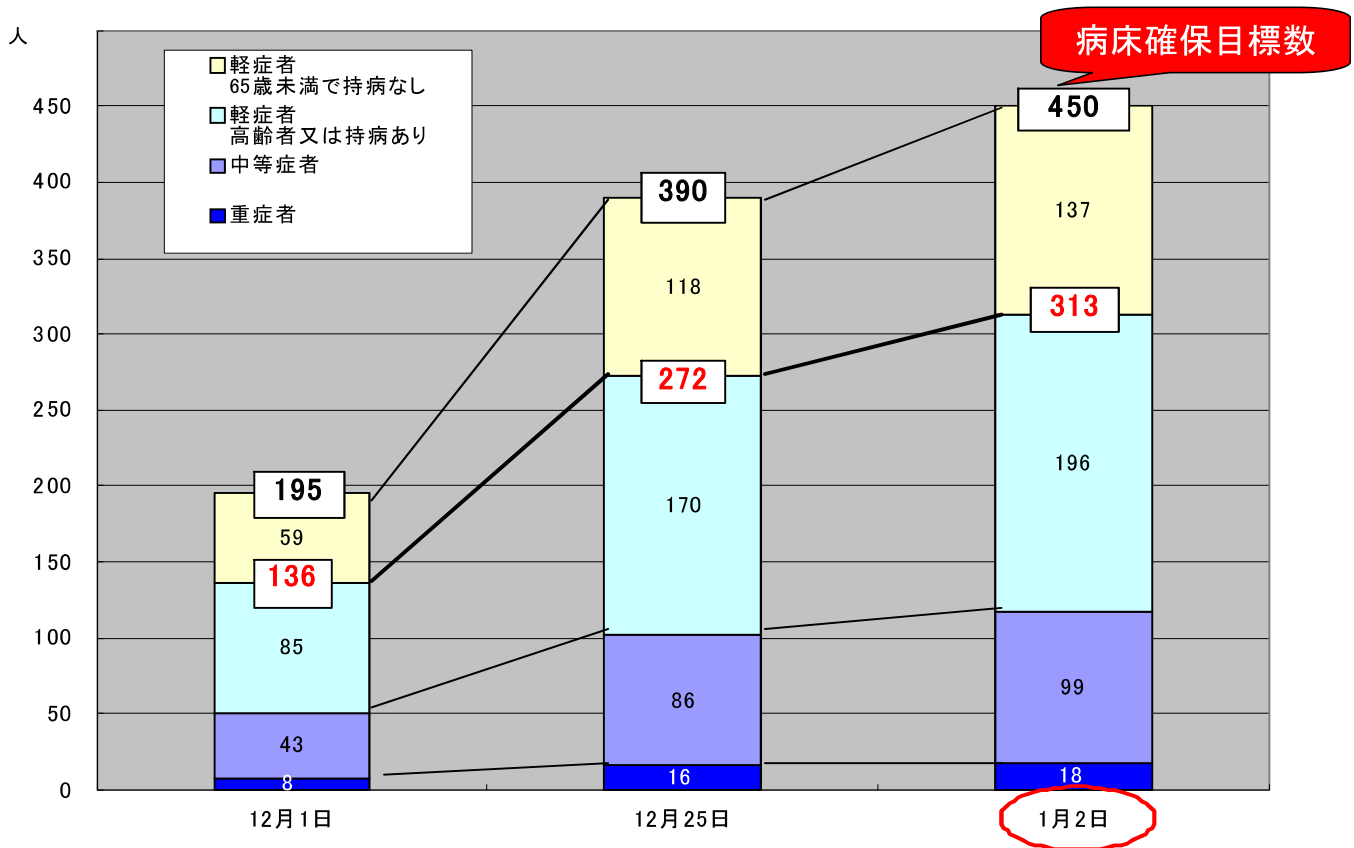
#### ○入院患者数

11/25～12/1までの入院患者の増加数から算定した倍加日数(24.5日)を基に算定

#### ○症状の区分

12月1日現在の入院患者の症状区分の割合を基に算定

P12



P13

今が医療提供体制を確保できる分岐点

12月20日までの集中対策期間の取組が

- ・入院病床の不足
- ・年末年始の生活を左右

このためには、

県民の皆様の感染予防対策への

御理解が不可欠

P14

## 静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議（第 1 回）からの提言

10 月末より新型コロナ患者数が急速に著しく増加したこと、高齢者の患者が増加したことを受け、県内の新型コロナ受入病床の状況は非常に厳しいものとなっています。

受入医療機関からの声として、認知症などケアの負担が大きい患者の割合が増えたため人手不足が生じていること、院内感染発生時の世間からの厳しい目がつらいこと、感染性が無くなっても新型コロナ罹患者ということで他施設への転院ができないことなどがあがっています。

現在、県全体の病床利用率が 50%を超えており、地域によっては 80%に達しているところもあり、国の感染状況のステージⅢ相当であるという意見もあります。

新型コロナの患者が重症となると通常の数倍の看護師の配置が必要となります。人口あたりの医療者の数が少ない本県の状況では、感染者数が今後さらに増加すると県内の医療機関では重症患者への対応ができなくなるおそれがあります。

このような医療の現場の状況を踏まえて、12 月 2 日開催の第 1 回県医療専門家会議での意見を提言として以下にまとめました。

1. 新型コロナ患者受入医療機関の拡大及び更なる病床確保
2. 新型コロナ患者受入医療機関の機能分担（軽症・中等症・重症患者、認知症合併等）
3. 高齢者や基礎疾患のある新型コロナ患者でも、無症状や軽症で医師が入院の必要が無いと判断した場合は、ホテルや自宅での療養を実施
4. 感染性が無くなった新型コロナ患者の後方病院や介護施設等での受入推進
5. 新型コロナ患者受入医療機関への人的支援（特に看護師）の推進
6. 院内感染が発生した医療機関の診療機能を周辺医療機関で代替
7. 感染者が発生した医療機関や福祉施設への D M A T および感染対策チーム早期派遣体制の構築
8. 福祉施設で新型コロナ患者が発生した場合の従事者の支援体制の整備
9. 福祉施設でクラスターが発生した際の医療スタッフ派遣による施設内療養の体制整備
10. 自宅療養者が症状悪化した場合の診療体制の確保
11. 自宅療養者の増加による保健所の健康チェックの負担軽減策

新型コロナウイルス感染症の重症者を適切に治療し救命するためには、これ以上の感染拡大を防ぐことがもっとも重要ですので、県民の皆様には感染対策のさらなる徹底をお願いします。

## 医療提供体制確保に向けた取組（健康福祉部）

### 1 感染抑制対策

#### （1）飲食店等における感染予防対策の徹底

クラスターが複数発生している市町を手始めに繁華街の飲食店に対し食中毒の一斉監視指導に併せ新型コロナウイルス感染症対策の指導を実施

- ・伊東市においては、11月25日から熱海保健所が伊東市役所、伊東食品衛生協会の協力を得て実施中
- ・順次、他市町においても実施
- ・静岡市、浜松市にも実施を呼びかけ済

#### （2）クラスターが発生している市町における集中検査の実施

市町の協力を求め、クラスターが発生している対象業種や対象地域を定め集中的に検査を実施

### 2 医療提供体制確保のための取組

#### （1）直ちに対応

##### （ア）入院病床の確保

- ・現在 358床 ⇒ 450床（+92床）

##### （イ）宿泊療養施設や自宅での療養者の対象拡大

- ・高齢者以外の無症状者及び軽症者を促進
- ・更に高齢者や基礎疾患のある患者のうち無症状及び軽症で、医師が可能と判断した者に拡大するため医療機関に通知
- ・医療機関からの移送を円滑に行なうため搬送体制を拡充

(ウ) 感染性がなくなった患者の受け入れを後方病院や福祉施設へ要請

- ・ 県内全病院、福祉施設へ要請通知を発出

(エ) 院内感染が発生した病院の診療機能を代替する支援体制の構築

- ・ 医療圏域ごとのコンセンサスの取付

(オ) 福祉施設で発生した場合の応援体制の強化

- ・ 応援職員の増員と小規模施設への対応の強化

(カ) 患者受入医療機関への人的支援

- ・ 県看護協会との連携による看護職員の確保

(キ) 感染者が発生した医療機関や福祉施設への迅速な対応

- ・ DMATおよび感染対策チームの早期派遣体制を構築

(2) 速やかに対応

(ア) 感染患者受入医療機関の機能分担

(イ) 在宅療養者の健康観察を外部委託化し、在宅療養者の増加に対応

(ウ) 医療機関への入院が困難な場合の福祉施設内療養の体制整備

(エ) 在宅療養者の症状が悪化した場合の診療体制の確保

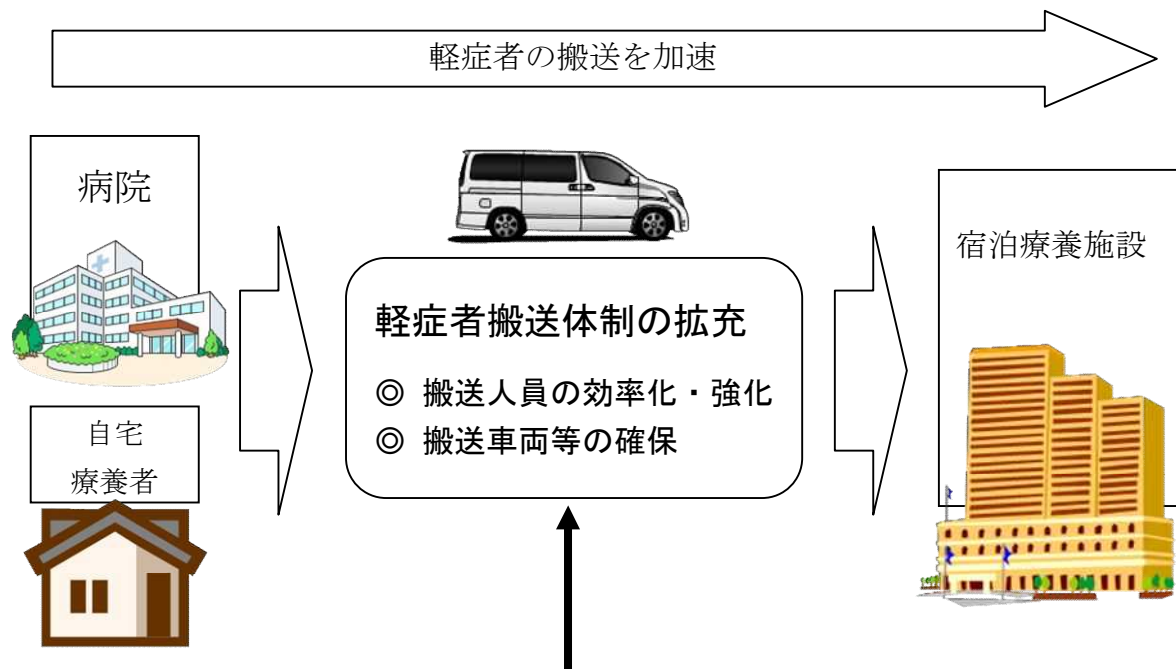
## 高齢者を含む無症状感染者、軽症者の 宿泊療養施設への移送体制の拡充

(危機管理部)

### 1 要 旨

軽症者の移送体制を見直し、強化を図ることで、宿泊療養施設の活用を加速させ、地域の医療機関等の負担の軽減を図る。

### 2 業務フロー



### 3 軽症者搬送体制の拡充の内容

#### (1) 搬送人員の効率化・強化

- ・ 限られた保健師の業務範囲を効率化（搬送同行→車両乗車時の指導のみ）
- ・ 搬送人員の方面本部各出先機関や本庁からの従事を強化

#### (2) 搬送車両等の確保

- ・ 検体搬送を外部委託し、車両等の搬送資源を軽症者搬送に集中
- ・ 各総合庁舎で、患者搬送車以外の車両も専用確保

## 「6段階警戒レベル」の行動制限の基本的な考え方

---

危機管理部

- 新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言が出された4月頃には、ウイルスの病原性に対する知見が乏しく、感染経路なども不明であったことから、警戒レベル3においても、感染拡大防止のために、外出自粛や幅広い業種への休業要請など、社会全体の行動制限が必要であった。
- 現在では、これまでの多くの感染事例の分析等により、感染リスクの高い行動や環境についての知見が得られるようになった。レベル4、5のような高い警戒レベルにおいても、社会全体に一律に強い行動制限を行うのではなく、特定の行動に絞ってより強い注意喚起や行動制限、自粛を求めることが効果的であることがわかった。
- また、範囲についても、県内一律ではなく、クラスターの発生状況等を踏まえ、可能な限り地域を限定した警戒や制限等を行うべきである。
- このような観点から、レベル4、レベル5の部分の区分と運用方法を変更した。具体的には、全体はレベル4とし、部分的に特定の市町についてはレベル5相当と出来ることとした。
- レベル4、5相当では、仕事、教育、通院など、感染リスクが相対的に低い日常生活については、感染防止対策を徹底した上で、継続する。
- なお、「6段階警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」の運用にあたっては、今後も、新たに得られた知見及び国や他県等の動向なども踏まえ、柔軟に運用する。

資料4

「6段階警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」(新型コロナウイルス感染症対策)

(令和2年12月4日)

レベル	本県の警戒レベル		国内評価	基本的行動内容		国際評価	<参考> 国警戒 ステージ
	県内	県外		県内移動に関する行動制限	県外評価		
6	【都市封鎖級】	国外	感染まん延期 後期	外出禁止や休業の要請など 県内の感染状況を踏まえたた不要不急の外 出自粛や営業時間短縮の要請を含む必要 な行動制限など	感染移行期 以上 (感染状況が 厳しい地域の 状況を評 価)	禁止の要請など 自粛の要請など	IV
5	【特別警戒】 地域特性を考慮	国外は警戒以上	感染まん延期 中期	施設での感染防止対策を徹底 感染リスクの高い行為を回避 必要に応じて訪問自粛などの行動制限	感染限定期	県内者の県外への移動及び県外者の県内 への移動については対象地域に応じて行 動制限・注意を要請(注1)	III
4	【警戒】	国外は警戒以上	感染まん延期 前期 感染移行期 後期	3密の回避を含む「新しい生活様式」の 徹底			
3	【注意】 【一部警戒】	国外は警戒以上	感染移行期 前期	3密を極力回避。基本的な感染対策(注 2)の励行など「新しい生活様式」を心 がける。感染弱者へ配慮	感染限定期	I 相当	
2	【ほほ日常】 【注意】	国外は警戒以上	感染限定期	3密をできる限り回避。基本的な感染対 策(注2)の励行。感染弱者へ配慮	感染休止期		
1 1-1	【ほほ日常】	国外は警戒以上	感染限定期	県内に関する行動制限無し	感染休止期	県境を越える移動可。ただし、感染者の 多い地域への移動/同地域からの移入は注 意	
1 0-1	【日常】 【日常】 【日常】 【日常】	【日常】 (出入国 制限あり) 【注意】 【日常】 【日常】	感染終息	国内に関する行動制限無し 国内・国外のどここの関係でも行動制限 無し	国内の全域 が感染終息	国内に関する行動制限無し 国外との行動制限が一部有り 国内・国外のどここの関係でも行動制限 無し	一部地域にお いては感染が 終息していない ほぼ終息

(注1) 県が更新・発着する地域の感染状況に応じた県境を跨ぐ移動制限区分に応じて判断

(注2) 基本的感染対策：身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど

(注3) 感染レベル低位の対策は、より高位のレベルでの対策に含まれる

※ 県内評価の変更点(令和2年11月)：国の新型コロナウイルス感染症対策分科会(令和2年8月7日)で示された国警戒ステージ等を踏まえ、感染まん延期

を、「前期」・「中期」・「後期」の3段階に分けた。



12月4日（金）現在は「警戒レベル4（県内警戒、県外警戒）」です。

（静岡市・伊東市はレベル5（特別警戒）相当）

本県では、静岡市、伊東市等でクラスターが散発し、感染拡大が進行しており、医療提供体制の逼迫が懸念されます。感染流行期は「感染まん延期・中期」ですが、感染拡大を抑止するための正念場を迎えています。県民の皆様には、12月20日（日）までを集中対策期間として、最大限の感染防止行動を取ってくださいますようお願いいたします。

歌唱や接待を伴う飲食店でのクラスターが頻発しています。マスク非着用での歌唱や会話など感染防止対策が徹底できない場合は、訪問を自粛くださるようお願いいたします。

東京都、愛知県、大阪府などの大都市地域を中心に、新規感染者数の漸増傾向に歯止めがかからず、感染が深刻化しています。感染経路不明者が多数を占め、市中に見えない感染者がいる可能性があることから、感染防止に細心の注意をお願いいたします。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

### 【12月5日（土）以降】県境を跨ぐ不要不急の移動制限

【凡例】県境を跨ぐ不要不急の移動制限

注意して訪問可
慎重に行動
特に慎重に行動

北海道では、札幌市の繁華街等で感染が拡大しており、感染リスクが回避できない場合は、札幌市との往來を自粛してください。  
大阪府では、レッドステージ（非常事態）となり、府民に不要不急の外出自粛が要請されていますので、往來を自粛するなど慎重な行動をお願いします。

静岡県内では、マスク非着用での歌唱や大声での会話などの感染リスクの高い行為により、クラスターが頻発していることから、このような行為は、厳に回避してください。

東京都の「4段階の警戒レベル」は、最も深刻なレベルにあります。最大限の感染防止行動をお願いします。

東京都、愛知県、大阪府等の大都市地域や北海道、沖縄県など感染拡大地域には、市中に見えない感染者がいる可能性があります。多人数の会食やマスク非着用での歌唱、大声での会話などの感染リスクの高い行為のほか、感染防止対策が不徹底な店舗等を回避し、「新しい生活様式」を徹底して下さい！

次回発表予定日

12月11日（金）

- ◎ **新型コロナウイルスに感染しないためには、見えない感染者（※）に、「近づく可能性をどうすれば減らすことができるか」「知らずに会っても、うつらないようにできるか」が、大切です。**
- ◎ 県内では、マスク非着用での歌唱や会話などにより、歌唱や接待を伴う飲食店でクラスターが頻発しています。感染防止が徹底できない場合は、訪問を自粛してください。市中に見えない感染者がいる可能性もありますので、常に感染防止対策をお願いします。
- ◎ 東京都、愛知県、大阪府等の大都市地域や北海道、沖縄県など感染拡大地域には、市中に見えない感染者がいる可能性があります。多人数の会食やマスク非着用での歌唱、大声での会話等の感染リスクの高い行為、感染防止対策が不徹底な店舗等を回避し、「新しい生活様式」による自衛措置を徹底してください。
- ◎ 感染状況は地域で異なるので、訪問先又は来訪者の地域ごと行動を変えてください。

## ◎県内移動に関する行動制限

- 「三つの密」を回避するなど、「新しい生活様式」（別添）を徹底し、特に慎重に行動してください。
- 静岡県内では、マスク非着用での歌唱や大声での会話などの感染リスクの高い行為により、クラスターが頻発しており、この様な行為は、厳に回避してください。
- 訪問先の施設で、感染防止対策が十分行われているかは訪問前に必ず確認してください。対策が不十分な店への訪問は自粛をお願いいたします。

## ◎県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限

### 1 本県を出発する皆様へ

（静岡県の独自の評価によるものであり、外出の検討にあたっては、訪問先の県等が発表している行動制限を尊重してください。）

- (1) 全ての外出について、「新しい生活様式」を徹底し、自分や相手が感染しているかもしれないという意識を持って、注意して行動してください。
- (2) 北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、沖縄県への移動については、特に慎重に行動してください。  
北海道では、感染リスクが回避できない場合、札幌市との往來を自粛して下さい。
- (3) 岩手県、宮城県、栃木県、群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県への移動については、慎重に行動してください。

※訪問の際は、訪問地域の感染状況を把握し、訪問目的などを十分御検討ください。  
「新しい生活様式」を徹底した上で、事前の行動計画の策定により滞在時間の短縮や電車の混雑の回避などに努めるとともに、多人数の会食やマスク非着用での歌唱、大声での会話などの感染リスクの高い行為のほか、感染防止対策が不徹底な店舗等を回避するなど、最大限の感染予防行動をお願いします。

- (4) その他の県への訪問は、「新しい生活様式」など感染予防行動を徹底した上で、注意して訪問をお願いします。長距離での移動は感染リスクを高めるほか、これまで感染状況が少ない地域でも、急に感染が拡大している所があるため、訪問先の感染状況や経路地に御留意ください。

### 2 本県を訪問される皆様へ

（帰省する方、訪問者には、県民の皆様からも呼びかけてください。）

- (1) 移動に際しての交通手段や移動の際の「新しい生活様式」に基づく行動の徹底に配慮してください。
  - (2) 北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、沖縄県の皆様は、訪問の際には、特に慎重な行動をお願いします。
  - (3) 岩手県、宮城県、栃木県、群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県の皆様は、訪問の際には、慎重に行動してください。
- ※御自身の体調管理に留意の上、無理な移動は回避し、来訪の際には、自身や相手が感染しているかもしれないという視点に立ち、感染しない・させないよう「新しい生活様式」の徹底等の感染予防行動をお願いします。
- (4) その他の県からの来訪は、長距離移動による感染リスクや経路地に御留意いただき、注意して訪問をお願いします。
  - (5) 県民の皆様には、他都道府県から訪問される方が、既に感染しているかもしれないという意識をお持ちいただき、「新しい生活様式」の徹底のほか、「三つの密」が重なる場所に行かない、作らないなど、感染予防対策の徹底をお願いします。

※見えない感染者：感染していても無症状や軽症で、自分が感染していることに気付いていない人。  
発症前2日前から感染力があるなど、本人が知らないまま、他人に感染させてしまうリスクがある。

厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールしましょう！

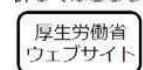
iPhoneの方はこちら



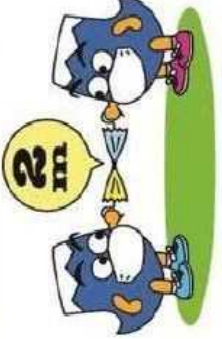


Androidの方はこちら



詳しくはこちら



# 「新しい生活様式」実践例(抜粋)

<p>感染防止の3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い</p> 			<p>公共交通機関の利用</p> 
<p>◆人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける</p>	<p>◆外出時、屋内でも会話するとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスク着用</p>	<p>◆家に帰ったら手や顔を洗う</p>	<p>◆会話は控えるために混んでいる時間帯は避ける</p>
<p>娯楽、スポーツ等</p> 	<p>食事</p> 	<p>イベント等への参加</p> 	<p>働き方</p> 
<p>◆公園はすいた時間、場所を選ぶ ◆ジョギングは少人数で</p>	<p>◆大皿を避けて、料理は個々に ◆持ち帰りや出前、デリバリーを利用</p>	<p>◆接触確認アプリの活用を ◆発熱・風邪症状がある場合には参加しない</p>	<p>◆テレワークやローテーション勤務・時差出勤 ◆会議はオンライン</p>

<静岡県新型コロナウイルス感染症対策>

「6段階警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」の変更点

時期	前回 (11/28~12/4)	今回 (12/5~12/11)
レベル	警戒レベル4 (県内警戒、県外警戒)	変更なし
県内移動に関する行動制限	本県では、マスク非着用での歌唱や大声での会話などの感染リスクの高い行為により、クラスターが発生しており、このような行為を厳に回避するように呼び掛け	変更なし
県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限	<本県を出発>	
	特に慎重に行動	北海道、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、沖縄県
	慎重に行動	岩手県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、和歌山県、岡山県、山口県、熊本県
	注意して訪問可	その他の県
	<本県を訪問>	
	特に慎重に行動	北海道、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、沖縄県
	慎重に行動	岩手県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、和歌山県、岡山県、山口県、熊本県
	注意して訪問可	その他の県
<本県を出発>		
特に慎重に行動	北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、沖縄県	
慎重に行動	岩手県、宮城県、栃木県、群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県	
注意して訪問可	その他の県	
<本県を訪問>		
特に慎重に行動	北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、沖縄県	
慎重に行動	岩手県、宮城県、栃木県、群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県	
注意して訪問可	その他の県	

<変更点等>

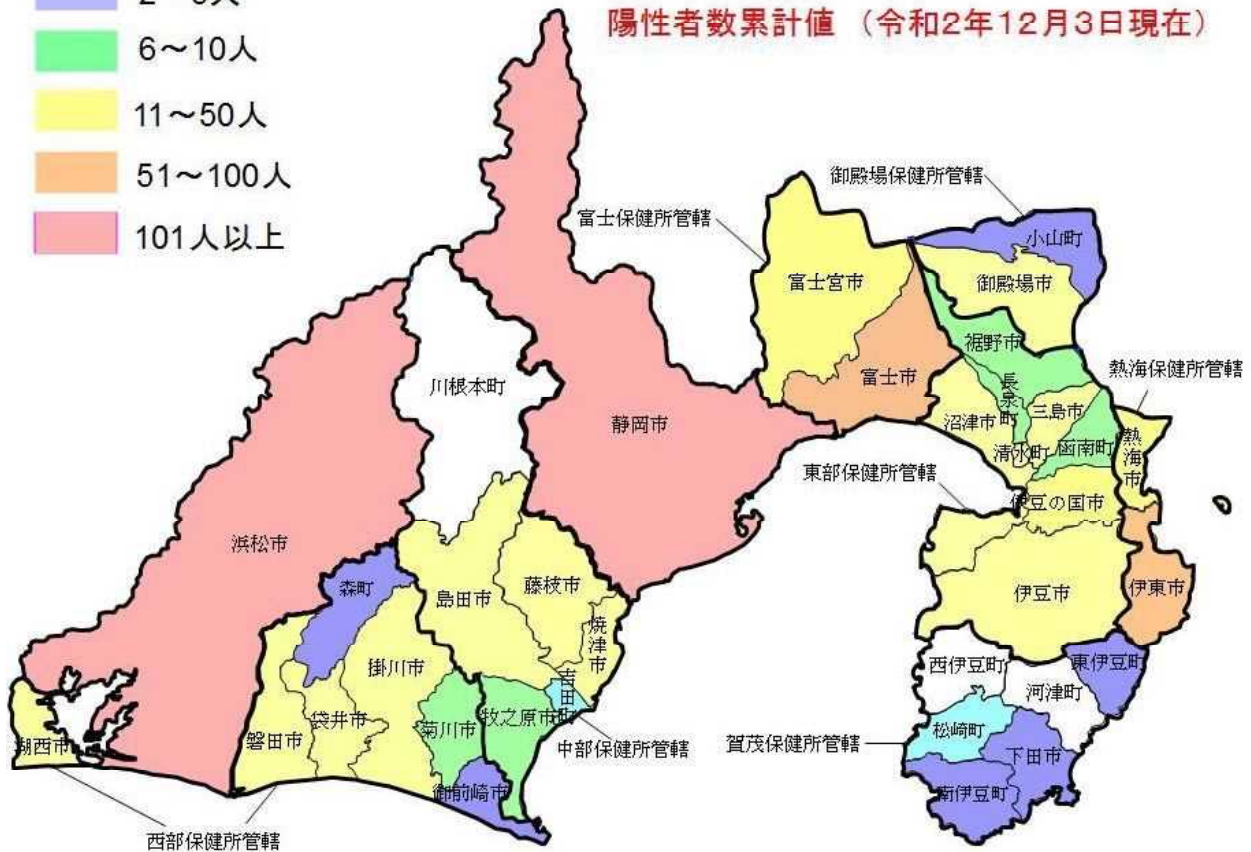
- 長野県、岐阜県、和歌山県を、「慎重に行動」から、「特に慎重に行動」に変更。
- 栃木県、群馬県、三重県、愛媛県、福岡県、大分県、宮崎県を、「注意して訪問可」から、「慎重に行動」に変更。
- 宮城県を、「特に慎重に行動」から、「慎重に行動」に変更。
- 東京都、愛知県、大阪府などの大都市地域を中心に、高水準の新規感染者数の漸増傾向に歯止めがかからず、感染が深刻化しており、最大限の感染防止対策を講じるよう呼び掛ける。
- 北海道では、引き続き、感染リスクが回避できない場合、札幌市との往來を自粛していただくとともに、札幌市以外の訪問に際しても、最大限の感染防止行動をお願いします。
- それ以外の地域では、急に感染が拡大する可能性があることから、訪問前に現地情報を収集し、感染防止のための自衛措置を徹底いただくようお願いする。

(※県内各市町ごとの累計陽性者数は、市町の要望を踏まえ添付しております。)



# 陽性者数 市町別マップ

陽性者数累計値（令和2年12月3日現在）



保健所名	市町名	陽性者数
賀茂	計	11人
	下田市	2人
	東伊豆町	2人
	河津町	-
	南伊豆町	4人
	松崎町	1人
	西伊豆町	-
	非公開	2人
熱海	計	141人
	熱海市	46人
	伊東市	94人
	非公開	1人
東部	計	188人
	沼津市	48人
	三島市	30人
	裾野市	7人
	伊豆市	12人
	伊豆の国市	44人
	函南町	6人
	清水町	12人
	長泉町	8人
非公開	21人	
御殿場	計	27人
	御殿場市	14人
	小山町	4人
	非公開	9人

保健所名	市町名	陽性者数
富士	計	126人
	富士市	82人
	富士宮市	43人
	非公開	1人
静岡市	静岡市	506人
中部	計	116人
	島田市	26人
	焼津市	41人
	藤枝市	38人
	牧之原市	9人
	吉田町	1人
	川根本町	-
非公開	1人	
西部	計	117人
	磐田市	31人
	掛川市	24人
	袋井市	15人
	御前崎市	5人
	菊川市	8人
	湖西市	19人
	森町	4人
非公開	11人	
浜松市	浜松市	497人
その他	県外・非公開・調査中	53人

総計 1,782人

## G o T o トラベルキャンペーンの動向（国の方針等）

（スポーツ・文化観光部）

## 1 国の方針

## （1）第47回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年11月21日）

- ・Go To トラベル事業については、感染拡大地域を目的とする旅行の新規予約を一時停止するなどの措置を導入する。

現状の各地域の感染状況を踏まえ、都道府県知事がステージⅢ相当と判断した一部区域をGo To トラベル事業から除外することを決定した場合は、当該地域にこれ以上の医療負担をかけない観点から、下記のとおり対応する。

- ①当該地域を目的地とする旅行について、新規予約の受付を停止
- ②既存の予約分についても、事業による割引措置の対象から除外
- ③キャンセル料については、旅行者に請求しないよう直ちに要請
- ④キャンセル発生分については、宿泊事業者に対して別途支援策を措置

## （2）第48回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年11月27日）

- ・Go To トラベル事業について、到着分の一時停止を決定している札幌市、大阪市の出発分についても利用を控えるよう呼びかける。その際のキャンセル代については、利用者やホテル・旅館の負担にならないように措置する。

## 2 関係都道府県の対応

都道府県名	実施日	内 容
北海道	11/24～12/15	札幌市を目的地とする事業の一時停止
	11/27～12/15	札幌市を出発する事業の自粛を要請
大阪府	11/24～12/15	大阪市を目的地とする事業の一時停止
	11/27～12/15	大阪市を出発する事業の自粛を要請
東京都	12/1～12/17	東京発着旅行について、65歳以上の高齢者や基礎疾患のある人の自粛を要請

# 県内観光宿泊の状況と施設の感染防止対策の徹底

(スポーツ・文化観光部)

## 1 宿泊の状況

(1) 9月までの状況(宿泊客数) (上段：宿泊客数(千人) / 下段：対前年比)

項目	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
全 国	37,443 86.0%	23,941 46.8%	9,707 19.1%	7,785 15.1%	14,241 31.1%	21,578 41.7%	26,149 41.4%	26,021 53.4%
うち外国人	4,852 52.3%	1,130 11.9%	203 1.8%	129 1.3%	179 1.9%	226 2.1%	219 2.3%	185 2.2%
静岡県	1,484 88.6%	1,171 54.3%	424 21.7%	356 18.6%	618 36.8%	960 46.6%	1,449 48.9%	1,143 60.4%
うち外国人	41 24.0%	12 6.4%	4 1.9%	4 1.7%	4 2.0%	5 1.8%	6 2.4%	6 2.8%

出典：宿泊旅行統計調査(観光庁)

(2) 10月以降の状況(売上高) <県内宿泊施設への県アンケート調査：10月実施>

### ・売上高(5月分)

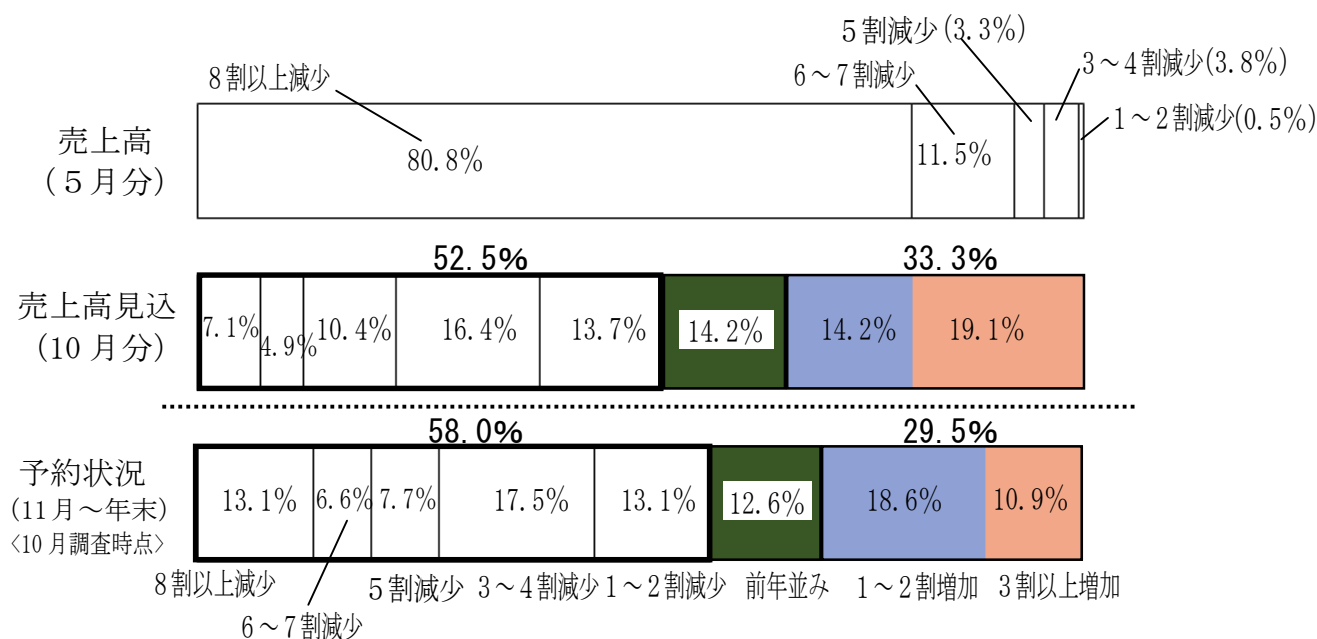
「前年比減」の割合が10割(100%)、このうち「前年比8割以上減少」の割合が約8割(80.8%)

### ・売上高見込(10月分)

「前年比減」の割合が約5割(52.5%)、「前年比増」の割合が約3割(33.3%)

### ・予約状況(11月～年末)

「前年比減」の割合が約6割(58.0%)、「前年比増」の割合が約3割(29.5%)



調査対象：静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合所属の684施設  
回答数：185施設(回答率27%)

<別紙> 県内の観光動向（聞き取り）

区分	動向
県内旅行業者 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症拡大以来、大きく需要が落ち込んでいたところ、GoTo トラベル事業で何とか持ち直し、国内旅行は前年比 6 割～ 7 割程度まで回復してきた。</li> <li>・GoTo トラベルにおける一部地域の除外や自粛の影響としては、予約済の旅行をキャンセルする動きは少ないが、新規の予約申し込みが止まっている。</li> </ul>
県内旅行業者 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GoTo トラベル終了の 1 月末までは宿泊や旅行の予約が入っていたが、一部地域を除外する報道が出て以来、お客様からキャンセルの問い合わせが出てきている。</li> </ul>
地域宿泊施設組合 C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京発着旅行の自粛（高齢者等）等の影響は、年末年始・週末の予約に影響は無い。平日のキャンセルは若干あるが、キャンセルがあっても新規の予約で埋まる状況。</li> <li>・自粛マインドもあり、自粛期間中（12月）や 1 月以降の新たな予約の動きは鈍い。</li> <li>・GoTo 終了後の 2 月以降の新たな予約は入っていない。</li> </ul>
地域宿泊施設組合 D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9 月・10 月は前年と同程度まで回復している。</li> <li>・最近キャンセルが若干増えてきたという程度で、大きな影響は無い。</li> <li>・年末年始の予約については、影響が無い。</li> </ul>
地域観光協会 E	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンセルは、ここ数日でそんなに出ていない。</li> <li>・宿泊については、そんなに影響が出ていないのではないかと。</li> </ul>



## 2 施設の感染防止対策

項目	内容	
対応指針の策定 (5～6月)	県内事業者と旅行者の安全安心を確保するため、宿泊施設や観光施設向けに「 <b>新型コロナウイルス感染症に関する対応指針</b> 」を作成(5/26公表、6/30改訂版公表：配布先4,300箇所)	
指針を踏まえた実践促進 (6月)	対応指針に基づく各施設の実践促進のための <b>研修動画の作成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ PR動画「静岡県 安全安心おもてなし宣言」【6/5公開】 (本県への旅の安心感を伝えるダイジェスト動画)</li> <li>○ 研修動画 座学編(指針のポイントの概要説明3回)【6/5,9,11公開】</li> <li>○ 研修動画 実践編(県内事業者の感染防止対策の紹介)【6/17公開】</li> </ul>	
地域における実践状況の発信 (6月～)	観光事業者による感染防止対策の実践に係る情報発信を支援することにより、 <b>本県観光への安心感を県内外に発信</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組団体：36団体、約23,000事業者</li> <li>・主な取組：地域独自認証制度策定、認証ステッカー、ポスター作成 事業者向け感染防止セミナーの開催 ほか</li> </ul>	
宿泊施設等の個別訪問  ①8～9月  ②11月～	観光や旅行での感染症防止対策の徹底を図るため、県職員やアドバイザー等による県内宿泊施設・観光施設への個別訪問を実施 <b>&lt;①県職員による個別訪問&gt;</b>	
	期間	令和2年8月26日(水)から9月18日(金)まで
	訪問先	静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合(42支部)のうち、18支部(計50施設)
	体制	原則2名(観光交流局職員) ※地域同職員が適宜同行
	結果(概要)	<b>【感染防止対策の状況】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設とも、施設の規模や業態等、施設の実情に応じて、エリアや場面ごとに感染防止対策に取り組んでいる状況がうかがえた。</li> </ul> <b>【宿泊・予約状況】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人客や県内客の需要が比較的高く、団体客は全体的に低調。対前年比で5割～7割程度の施設が多かった。</li> </ul> <b>【バイ・シズオカ、GoToキャンペーン等の状況】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各キャンペーンにより、除々にお客が増えており、バイ・シズオカは好印象の施設が多かった。</li> <li>・GoTo トラベルは、お得感がある高単価施設に恩恵が集中している不満の声も多く聞かれた。</li> </ul> <b>【自由意見】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Goto トラベル後の落ち込みを心配する声や、今後の観光促進キャンペーンに期待する声が多く聞かれた。</li> </ul>
	<b>&lt;②アドバイザー派遣&gt;</b>	
	実施期間	令和2年11月から令和3年2月末まで
	委託先	株式会社リョケン(熱海市)
	対象施設	県内の宿泊施設及び観光施設
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内宿泊施設等の感染防止対策の状況調査</li> <li>・経営コンサルタント(中小企業診断士等)による感染症対策や経営に関する助言等(無料)</li> </ul>

# 飲食店の皆さまへのお願い



大声での会話・歌唱、マスクをつけない会話は感染リスクを高めるので、控えましょう

## ①テーブルは4人以下に

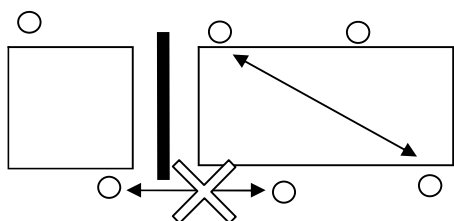
- ・ 大人数の会食を避けてください  
少人数の子供、高齢者の介助者、障害のある方の介助者、同居家族は除きます
- ・ 人と人との距離は、1m確保（できれば2m）



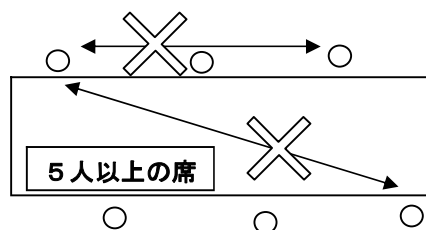
大人数の会食を避けてください

## ②5人以上の場合は、グループをわける工夫を

- ・ パーテーション、アクリル板、机、個室等を利用し、4人以下のグループになるようにしてください
- ・ パーテーションを挟んだ大声の会話や、グループ間の席の移動は避けてください



テーブル間の移動は、接触機会を広げます



距離があると、大声での会話になりやすい

## ③利用客にも協力をお願いしてください

- ・ お店の取組を店内の掲示やホームページ等で紹介して、感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫をお願いしてください
- ・ 飲酒をするのであれば
  - (1) 少人数・短時間で
  - (2) 普段一緒にいる人と
  - (3) 深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で
- ・ 箸やコップは使い回さず、一人ひとりで
- ・ 席の配置は斜め向かいに
- ・ 会話やカラオケをする時はマスク着用  
カラオケは感染リスクを高めます（別紙を参照してください）
- ・ 体調が悪い人は参加しない



会話はマスク着用

## ④感染症拡大予防ガイドラインの徹底を

- ・ 換気、小まめな消毒等の業種別ガイドラインの徹底を
- ・ 静岡県新型コロナウイルス感染症対策のポイントも参考に

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部の方針について詳しくはこちら→

URL <http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/documents/gotoeatkansenbousitaisaku.pdf>





静岡県  
カラオケを伴う飲食店  
の対策

5 6 7

## 新型コロナウイルスのポイント



新型コロナウイルス感染症の主な感染経路は、飛沫感染と接触感染です。そのため、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮した対策が非常に大切です。新型コロナウイルス感染拡大のリスクを減らすために、次の事項を参考に取り組んでください。

### 3つの密条件（密閉・密集・密接）を避けましょう



- 1 (エアコン以外の) 室内吸排気設備を常時稼働し、適切な換気を行いましょう
- 2 室内の座席間隔を、できるだけ2m（最低1m）もうけ、適切に椅子を配置しましょう
- 3 室内の定員が半数以下になるよう入場制限を行いましょう
- 4 マスク又は目や顔を覆う防護具を装着しての歌唱を促しましょう
- 5 室内清掃中は、必ずドアを開放し、換気を行いましょう

### 利用客への対策

- 1 体調不良の方は利用を遠慮してもらいましょう
- 2 店舗の入り口や手洗い場所等に手指の消毒薬を設置しましょう
- 3 十分な身体的距離の確保の重要性について理解を促しましょう
- 4 来場の際、家族等の利用者毎に連絡先の名簿記載をお願いしましょう
- 5 室内へは、家族等の特定の利用者毎に案内し、人数によっては分散利用を促しましょう
- 6 店舗での取組について、掲示するなどして利用客に協力をお願いしましょう



### 店舗での対策

- 1 施設内は清掃時等に消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウムで必ず消毒しましょう
- 2 利用客がよく触る部分（マイク、リモコン、タブレット端末等）は、こまめに消毒しましょう
- 3 従業員は、出勤時の検温等の健康チェックを行い、体調不良時は休みましょう
- 4 飛沫を防ぐために、業務中はマスク又は目や顔を覆う防護具をできるだけ装着しましょう
- 5 飲食物の提供時には、利用者の側面に立ち、可能な限り間隔を保ちましょう
- 6 キャッシュレス決済の導入やトレイの利用など、会計時の接触を避けましょう
- 7 人が対面するフロントは、アクリル板・ビニールカーテンを

社交飲食業→



業種別ガイドライン  
詳しくはこちら



カラオケ→



コ

ロ

ナ

衛生第567号  
令和2年11月27日

関係各位

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部  
(静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について（依頼）

日頃、静岡県行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
今般、県内において、新型コロナウイルス感染症のクラスターが多数発生し、感染者の入院病床が急速にひっ迫してきております。  
つきましては、別添資料を御参照いただき、感染防止対策の一層の徹底について御協力いただきますようお願い申し上げます。  
なお、御不明な点がございましたら、最寄りの保健所までお問い合わせ願います。

担当 衛生課食品監視班  
電話 054-221-3708

静岡県内保健所一覧(令和2年11月20日現在)

名称	担当	所在地 (電話番号)	所管区域
賀茂健康福祉センター 賀茂保健所	衛生業務課	〒415-0016 下田市中 531-1 (0558-24-2054)	下田市・東伊豆町・南伊豆町・河津町・松崎町・西伊豆町
熱海健康福祉センター 熱海保健所	衛生業務課	〒413-0016 熱海市水口町 13-15 (0557-82-9116)	熱海市・伊東市
東部健康福祉センター 東部保健所	衛生業務課	〒410-8543 沼津市高島本町 1-3 (055-920-2102)	沼津市・三島市・裾野市・伊豆の国市・清水町・長泉町・函南町
	修善寺支所	〒410-2413 伊豆市小立野 66-1 (0558-72-2310)	伊豆市
御殿場健康福祉センター 御殿場保健所	衛生業務課	〒412-0039 御殿場市竈 1113 (0550-82-1223)	御殿場市・小山町
富士健康福祉センター 富士保健所	衛生業務課	〒416-0906 富士市本市場 441-1 (0545-65-2154)	富士市・富士宮市
中部健康福祉センター 中部保健所	衛生業務課	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋 362-1 (054-644-9283)	焼津市・藤枝市・島田市・川根本町
	榛原分庁舎	〒421-0422 牧之原市静波 447-1 (0548-22-1151)	牧之原市・吉田町
西部健康福祉センター 西部保健所	衛生業務課	〒438-8622 磐田市見付 3599-4 (0538-37-2245)	磐田市・袋井市・森町
	掛川支所	〒436-0073 掛川市金城 93 (0537-22-3262)	掛川市・菊川市・御前崎市
	浜名分庁舎	〒431-0302 湖西市新居町新居 3447 (053-594-3661)	湖西市
静岡市保健所	食品衛生課	〒420-0846 静岡市葵区城東町 24-1 (054-249-3161)	静岡市
浜松市保健所	生活衛生課	〒432-8550 浜松市中区鴨江 2-11-2 (053-453-6114)	浜松市(東区・西区・南区・中区)
	浜北支所	〒434-8550 浜松市浜北区貴布祢 3000番地なゆた3階 (053-585-1398)	浜松市(浜北区・北区・天竜区)

## Go To Eatキャンペーン食事券への対応

(経済産業部)

本県での新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会等が農林水産省から事業を受託している「Go To Eat キャンペーン」について、コンビニエンスストアや郵便局等での食事券の販売を12月1日から一時停止している。

- ・なお、既に発行済みの食事券は、引き続き利用可能
- ・これは、来店促進効果のある Go To Eat の食事券の総量を抑制するため、新規発行を一時停止したもの
- ・感染状況が落ち着いた段階で、販売を再開する予定
- ・「既に購入された食事券の利用期限は、令和3年3月31日までとなっています。利用期限には余裕がありますので、急いで利用する必要はありません。感染リスクが小さい同居の方々と少人数でご利用ください。」と呼びかけている

## ○飲食店等の感染防止対策の徹底

### <今後の取組>

(危機管理部)

- ・ 飲食店等の営業に関しては、県内及び地域間の感染動向や医療提供体制の逼迫を踏まえると、具体的な地域や業種に絞った措置について、あらかじめ検討しておく時期にきている。
- ・ 今後の感染拡大の状況によっては、医療専門家、関係市町の意見を聞きながら、特定地域、特定業種に絞った営業時間の短縮要請など、必要な追加的措置を実施することも選択肢とする。

## 静岡県新型コロナウイルスに係る「STOP！誹謗中傷」アクション

(くらし・環境部)

## 1 要旨

新型コロナウイルスに係る誹謗中傷対策については、8月に取りまとめた「静岡県新型コロナウイルスに係る「STOP！誹謗中傷」アクション」に基づき、被害防止と被害者の救済に取り組んでいる。

## 2 概要

## (1) アクションの3つの柱と5つの項目

柱1 誹謗中傷等の未然防止	項目1 正確な情報発信
柱2 被害の拡大防止	項目2 広報・啓発
柱3 被害者の救済	項目3 専門家の知見聴取
	項目4 対応策の周知
	項目5 相談対応

## (2) 主なアクション

項目	アクション	主担当
正確な情報発信	○県民や報道機関向けに正確な情報を速やかに発信	知事戦略局 危機管理部 健康福祉部
広報・啓発	○「STOP！誹謗中傷」デザインの知事記者会見、感染者情報の会見、庁内窓口等での掲出 ○人権週間期間中に「STOP！コロナ差別」広報を展開 ○小中学生向けの啓発動画の作成	知事戦略局 くらし・環境部 健康福祉部
専門家の意見聴取 対応策の周知	○心理学やネットの専門家の意見を踏まえ、誹謗中傷の要因分析と対応策をまとめ、広報・啓発に活用	くらし・環境部 健康福祉部
相談対応	○相談窓口の対応力強化のための手引を作成し、県・市町等の相談機関で共有	くらし・環境部



# 「STOP！誹謗中傷」アクション ～主なアクション～

## ○「相談窓口の手引」



## ○人権週間広報「STOP！コロナ差別」



## ○小中学生向け啓発動画



## ○「STOP！誹謗中傷」デザイン



## 適切な教育機会の確保

教育委員会

## 【更なる感染拡大への対応方針】

ふじのくに基準の警戒レベルの行動制限を踏まえ、授業等の学校運営は「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（以下、「文部科学省ガイドライン」）」の行動基準に沿った対応を実施し、可能な限りの感染及びその拡大リスクを低減させながら、学校教育活動を継続する。

生徒の県内、 県外での活動	ふじのくに基準による「6段階警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」に基づいて、必要となる行動制限を行う。
------------------	---

## 1 感染及びその拡大リスクの低減

区 分	概 要
感染症予防対策 の 徹 底	「会話時のマスクの着用」、「こまめな手洗い」、「人と人との距離の確保」、「適切な換気の実施」
時 差 通 学	感染が拡大している地域及び感染が拡大している地域からの通学者が多い県立高校は各学校の実態に応じて時差通学を実施。
家 庭 へ の 呼 び 掛 け	「新しい生活様式」の徹底と日々の感染予防の心掛け。免疫力を高めるための十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事などの励行。

## 2 感染状況に応じた教育活動

授業等はふじのくに基準を踏まえ、文部科学省ガイドラインに沿った対応を実施する。

区 分	概 要
修学旅行等宿泊 を伴う学校行事	警戒レベル「5」の場合は、高校は感染予防を徹底した上で、感染が拡大していない地域を訪問先として実施できる。特別支援学校は、県内が訪問先の場合、感染予防対策を徹底した上で実施できる。 警戒レベル「6」の場合は中止又は延期。
部 活 動	警戒レベル「5」以上の場合は、高体連主催の大会は、原則、中止又は延期とする。

※今後の感染状況等により変更する可能性あり。

## 県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針の骨子（案）

令和2年12月4日  
静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

### 1 医療提供体制の確保対策

- ①入院病床の拡充（360床→450床）
- ②医療施設の負荷低減のための宿泊者療養施設の対象者の拡大
- ③感染性が消失した患者の転院受入れの促進
- ④感染者が発生した病院や福祉施設の応援体制の強化
- ⑤感染者受入医療機関の人的支援や機能分担の促進 など

### 2 感染拡大防止対策

#### （1）クラスターの抑制

- ①飲食店の感染防止対策徹底のための臨店指導の実施
- ②クラスターが発生した市町における集中検査の実施
- ③感染防止対策が不十分な「歌唱や接待を伴う飲食店」への  
県民の訪問自粛の要請 など

#### （2）店舗や事業所での感染拡大防止

- 感染防止対策ガイドラインの徹底や換気、湿度の管理など感染しにくい環境の確保 など

#### （3）県民の感染防止対策の徹底

- 「新しい生活様式」の徹底や換気、湿度の管理など感染しにくい環境の確保
- クラスターが頻発している地域における感染リスクに不安のある場所への外出を控えること など

### 3 仕事、教育、通院など感染リスクが低い日常生活の継続

### 4 感染者、医療従事者等への誹謗中傷の根絶に向けた呼び掛け

### 5 今後の感染状況を踏まえた追加的措置の実施

- 特定の地域・業種に絞った営業時間の短縮要請など、必要な措置について、関係市町等との内容の検討や調整の開始
- 感染拡大が継続した場合の追加的措置の実施

# 県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針（案）

令和 2 年 12 月 4 日  
静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

本県では、クラスターの頻発や多数の感染者発生により、病床利用率が急上昇し、この状況が続けば、医療提供体制が危機的状況に陥る可能性が高いため、12 月 20 日までの「集中対策期間」における徹底した感染拡大防止対策が急務である。

12 月 2 日開催の県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議において、医療提供体制の確保のための具体的な対策が県に提言された。県では、この提言を踏まえ、感染拡大防止と医療提供体制の確保のため、以下の対応方針により、全力を挙げて、必要な対策を実施する。

## 1 医療提供体制の確保対策

- ①感染患者受入医療機関の拡大及び入院病床の確保（360床→450床）
- ②宿泊者療養施設での療養者の対象拡大
  - ・現在入院中の方で、宿泊療養施設での療養が可能と医師が判断した場合の積極的な移動
  - ・宿泊療養施設への移送体制（県職員等が実施）の拡充
- ③感染性がなくなった患者の受入れを後方病院や福祉施設へ要請
- ④院内感染が発生した病院の診療機能を代替する支援体制の構築
- ⑤福祉施設で感染が発生した場合の応援体制の強化
- ⑥感染患者受入医療機関への人的支援
- ⑦感染患者受入医療機関の機能分担
- ⑧自宅療養者の健康観察の外部委託化し、自宅療養者の増加に対応
- ⑨医療機関への入院が困難な場合の福祉施設内療養の体制整備
- ⑩自宅療養者の症状が悪化した場合の診療体制の確保

## 2 感染拡大防止対策

### （1）クラスターの抑制

- ①飲食店における感染防止対策の徹底
  - ・飲食店に感染防止対策を臨店指導  
（クラスター発生市町の繁華街等から順次実施）
- ②クラスターが発生している市町における集中検査の実施
  - ・クラスターが発生している業種、地域を定めて抗原定量検査等による集中的な検査の実施

- ③歌唱や接待を伴う飲食店への県民の訪問自粛の要請
  - ・集中対策期間（～12/20）において、感染防止対策が不十分な「歌唱や接待を伴う飲食店」への訪問自粛を県民に呼び掛け
- ④業種別ガイドラインによる感染防止対策の再度徹底
- ⑤寒冷期においても換気や湿度の管理など感染しにくい環境の確保
- ⑥顧客にマスク非着用での歌唱や会話はできないことを徹底するための貼り紙や声掛けの実施
- ⑦接触確認アプリCOCOAの活用、顧客への利用の働き掛け

## （2）店舗や事業所での感染拡大防止

- ①業種別の感染防止対策ガイドラインの再確認
- ②飲食店における1テーブル4人以下の対策の徹底
- ③寒冷期においても換気や湿度の管理など感染しにくい環境の確保
- ④年末年始の休暇の分散など密を避ける行動の実施

## （3）県民の感染防止対策の徹底

- ①「外出時や会話時のマスクの着用」、「こまめな手洗いの徹底」、「人と人との距離の確保」、「適切な換気の実施」を徹底
- ②感染リスクが高まる「5つの場面」の回避
- ③マスク着用を含む「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を周知
- ④クラスターが頻発している地域における感染リスクに不安のある場所への外出の自粛

## 3 感染リスクが低い日常生活の継続

- 仕事、教育、通院など、感染リスクが低い日常生活については、感染防止対策を徹底した上で、平常時の行動へ継続可

## 4 誹謗中傷等の根絶に向けた呼び掛け

- 新型コロナウイルスに感染された方やその治療に懸命に対応されている医療従事者の方々への心無い誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発の実施

## 5 今後の更なる感染拡大の場合の対策の実施

- 感染防止対策の臨店指導や集中的な検査の実施、特定の地域・業種に絞った営業時間の短縮要請等について、関係市町等との内容の検討や調整の開始
- 感染拡大が継続した場合の追加的措置の実施

## 新型コロナウイルス感染症対策本部 第15回本部員会議

### 本部長指示事項

- 今週、静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議及び静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議が開催され、クラスターの頻発等により感染者の急増が医療提供体制の逼迫に直結している現状を踏まえ、国の感染警戒区分「ステージⅢ」に相当し、早急に医療提供体制の確保のための対策を行うべきとの提言を賜りました。
  
- 本県の医療提供体制の逼迫の度合いは、危機的状況にあります。12月2日現在の病床利用率は56%ですが、この傾向が続けば、病床数の増加に努め、目標の450床を確保したとしても、来年1月2日には、病床利用率が100%となると試算されています。入院等の状況において、自宅待機者・療養者数は、全療養者数453人に対し255人と、50%以上で、病床外での療養者数と割合が急増しています。医療資源は限られています。この状況が続けば、すぐ先は、軽症者、無症状者は宿泊療養施設に入り、医師の管理下において療養する、すなわち、宿泊療養施設が軽症者等の病院的な機能を果たすことが必要になります。また、高齢者福祉施設においても、感染者の治療を、医師が施設に出向く形で行い、施設自体を病床として機能させる必要も出てきます。今後、さらに病床が逼迫すると、医療提供体制の確保のために、県民の皆様や事業者の皆様に対する行動制限も含む、あらゆる対応が必要となります。県職員は、まずこの危機感をしっかり認識してください。
  
- 現場では、医療従事者や保健所の職員等が日々懸命に御尽力されています。それを支えるため、県の各部局の職員の皆様にもお願いがあります。軽症者、無症状者を病院から宿泊療養施設へ搬送する業務が急増しています。現在、各地域局と危機管理部の職員が中心となって応援体制を組んで実施していますが、年末年始の休暇期間も見据えて、さらに体制を強化していくことが必要です。是非とも、各部局からも積極的な協力をお願いします。

- 本県の警戒レベルは、次の「レベル5（特別警戒）」に移行するぎりぎりの状況です。本県の感染症対策で最も重視すべきは、医療提供体制の確保によって、県民の命を守ることです。本日、決定した今後の対応方針に基づき、感染拡大防止と医療提供体制の確保に、全庁一丸となって取り組んでください。
  
- また、飲食店の営業に対する要請など、今後、実施が必要となると予想される措置については、市町との調整が必要であることから、直ちに市町との調整を開始してください。
  
- また、新型コロナウイルスに関連した誹謗中傷や差別的対応は決して許されるものではありません。特に、日夜、献身的に医療提供に取り組む医療従事者への心無い行動が根絶されるよう、県職員一人ひとりが広報担当者であるとの意識を持って啓発に心掛けるよう努めてください。